

京都市告示第459号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者である株式会社ビバから、京都市西京極総合運動公園条例第4条の規定に基づき、同施設内アイススケートリンクを供用しない日の変更等について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成22年3月12日

京都市長 門川大作

平成22年4月1日（木）から同4月4日（日）までのアイススケートリンクの供用時間を午前10時から午後5時までとし、同4月5日（月）から同4月30日（金）までをアイススケートリンクを供用しない日とする。

（理由）

アイススケートリンクからプールへの転換工事を行うため

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）